

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

| | |
|-----------------------------------|------------|
| 告 示 | ページ |
| ○保安林の解除の予定 (治山林道課) | 1 |
| ○道路の区域変更 (道 路 課) | 1 |
| ○道路の供用開始 (") | 1 |
| ○公有水面埋立ての免許の出願 (港湾・海岸課) | 1 |
| 公 告 | |
| ○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課) | 〈9・17掲示〉 2 |
| ○県営土地改良事業の計画の定め (農業基盤課) | 2 |
| ○県営土地改良事業の計画の変更 (") | 2 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了 (") | 2 |

告 示

高知県告示第558号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成22年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
須崎市多ノ郷字サガノ谷乙724の6
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成22年10月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 中土佐佐賀

3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|--------|------------------|---------------|
| 高岡郡中土佐町上ノ加江字西丸田山5512番1から 高岡郡中土佐町上ノ加江字西丸田山5511番16まで | 前 | 5.8 } 17.0 | 210 |
| | 後 | 5.8 } 12.6 | |
| 高岡郡中土佐町上ノ加江字西丸田山5512番4から 高岡郡中土佐町上ノ加江字西丸田山5511番16まで | A | 5.8 } 12.6 | 175 |
| | B | 9.0 } 17.0 | |

高知県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成22年10月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 志和仁井田
- 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|---------------|------------|
| 高岡郡四万十町志和峯字野中148番5から 高岡郡四万十町志和峯字小越谷556番まで | 300 | 平成22年10月1日 |

高知県告示第561号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。
なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県土木部港湾・海岸課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成22年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県（高知県知事 尾崎 正直）
- 埋立区域
 - 位置
宿毛市宿毛新港706番4地先の公有水面
 - 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点3と点1とを結ぶ平成21年秋分の日満潮位（DLプラス1.97メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
点1 池ノ島燈台（北緯32度55分01秒・東経132度41分18秒）から271度10分45秒669.14メートルの地点
点2 点1から89度54分01秒0.70メートルの地点
点3 点2から179度54分01秒24.50メートルの地点
 - 面積
75.75平方メートル
- 埋立てに関する工事の施行区域
 - 位置
宿毛市宿毛新港706番4地内及び同地先の公有水面
 - 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Dと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域
点A 池ノ島燈台（北緯32度55分01秒・東経132度41分18秒）から272度58分42秒649.91メートルの地点
点B 点Aから180度00分00秒70.00メートルの地点
点C 点Bから90度00分00秒40.00メートルの地点
点D 点Cから0度00分00秒70.00メートルの地点
 - 面積
2,800.00平方メートル
- 埋立地の用途
護岸用地
- 出願年月日
平成22年9月6日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年9月17日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年9月17日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日 | 申請に係る特定非営利活動法人 | | | |
|------------|----------------|--------|------------|--|
| | 名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
| 平成22年9月17日 | 特定非営利活動法人 空 | 野瀬 も | 土佐市新居 2822 | この法人は、障害者・高齢者・児童の日常生活の支援に関する事業を行うことで、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことに寄与することを目的とする。 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（吾川地区農村災害対策整備事業（土砂崩壊防止施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年10月1日から同年11月1日まで
- 3 縦覧場所
仁淀川町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（十和東地区中山間地域総合農地防災事業（保全施設））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年10月1日から同年11月1日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 土地改良事業の名称
経営体育成基盤整備事業（区画整理）
- (2) 地区名
井ノ口地区
- (3) 工事完了年月日
平成21年10月27日
- 2 (1) 土地改良事業の名称
畑地帯総合整備事業（排水施設）
- (2) 地区名
西分地区
- (3) 工事完了年月日
平成21年11月27日
- 3 (1) 土地改良事業の名称
畑地帯総合整備事業（農道）
- (2) 地区名
西分地区
- (3) 工事完了年月日
平成21年3月3日
- 4 (1) 土地改良事業の名称
畑地帯総合整備事業（農道）
- (2) 地区名
芸西2期地区

- (3) 工事完了年月日
平成22年2月25日
- 5 (1) 土地改良事業の名称
畑地帯総合整備事業（用水路）
- (2) 地区名
芸西2期地区
- (3) 工事完了年月日
平成22年3月29日